

平成29年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成29年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
						国県支出金 地方債	
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設整備等補助事務	123,830,000	123,830,000	0	123,830,000	0
						国 123,830,000	
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	4,620,000	4,620,000	0	4,620,000	0
						国 4,620,000	
7 商工費	1 商工費	しゃくなげの湯周辺整備事業	31,998,000	31,998,000	0	30,600,000	1,398,000
						国 6,000,000	
						地 24,600,000	
7 商工費	1 商工費	合戦小屋トイレ整備事業	46,016,000	46,016,000	0	35,975,000	10,041,000
						国 15,895,000	
						他 20,080,000	
7 商工費	1 商工費	観光案内看板整備事業	6,780,000	6,780,000	0	5,500,000	1,280,000
						国 5,500,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業(交付金)	15,909,000	15,909,000	0	13,510,000	2,399,000
						国 7,810,000	
						地 5,700,000	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業(交付金)	42,974,000	42,974,000	0	40,500,000	2,474,000
						国 40,500,000	
10教育費	2 小学校費	穂高南小学校施設改修事業	11,000,000	8,100,000	0	0	8,100,000
						0	
11災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	耕地施設災害復旧費	79,887,000	79,887,000	0	79,887,000	0
						国 44,820,000	
						他 35,067,000	
合 計			363,014,000	360,114,000	0	334,422,000	25,692,000
						国 248,975,000	
						地 30,300,000	
						他 55,147,000	

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

平成29年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成29年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
4 衛生費	3 上水費	水道事業出資金	95,300,000	0	95,300,000	0	95,300,000	0	95,300,000	0
								0	地 95,300,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(市単独)	7,542,835	0	7,542,835	0	7,542,835	0	0	7,542,835
								0	0	
11災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	2,052,000	0	2,052,000	0	2,052,000	0	0	2,052,000
								0	0	
合 計			104,894,835	0	104,894,835	0	104,894,835	0	95,300,000	9,594,835
								国 0	国 0	
								地 0	地 95,300,000	
								他 0	他 0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

平成29年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成29年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不 用 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 資 産 の 限 度 額	説 明
						損益勘定 留保資金	県移転 補償費			
1	資本的支出	1 建設改良費								
		会田川橋配水管布設替工事	27,972,000	0	27,972,000	27,972,000	0	0	0	橋梁の耐震化工事の繰越に伴う老朽管布設替工事の工期延長。
		(主) 穂高明科線常盤橋先配水管布設替工事	9,234,000	0	9,234,000	5,170,000	4,064,000	0	0	県道路改良工事の繰越に伴う配水管布設替工事の工期延長。
		(主) 塩尻鍋割穂高線配水管布設替工事	4,353,000	0	4,353,000	1,790,000	2,563,000	0	0	県道路改良工事の繰越に伴う配水管布設替工事の工期延長。
合 計			41,559,000	0	41,559,000	34,932,000	6,627,000	0	0	

報告第7号

平成29年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書について

本件について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

平成29年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務 発 生 (見込)額	残 額	翌年 通次繰越額	翌年度 通次繰越額に 係る財源内訳	翌年度 通次繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				出資金 (合併特例債)	
										県補助金	
										損益勘定 留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	豊科・明科地域整備事業	円 1,733,327,000	円 229,867,000	円 	円 229,867,000	円 66,960,000	円 162,907,000	円 162,907,000	円 95,300,000	円
										円 39,235,000	
										円 28,372,000	

報告第8号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 9031 番地 52 先で発生した水路敷内樹木の幹折損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 4 月 16 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

平成 30 年 3 月 22 日未明からの降雪による雪の重みにより、水路敷内に自生した樹木の幹が折損し、住宅屋根の塗装工事用足場に落下、足場の一部を損傷させたものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

安曇野市内の事業者

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、水路管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 41,040 円を賠償するものとする。

なお、本件に関し安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 9 号

債権放棄の報告について（公共施設目的外（自動販売機）使用料に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、公共施設目的外（自動販売機）使用料に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 公共施設目的外（自動販売機）使用料

2 債権を放棄した日 平成30年3月30日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放 棄 し た 事 由	発 生 年 度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第6条第1項第3号に該当	平成25年度	1	4,150	
合 計		1	4,150	

4 時効の根拠及び時効期間 地方自治法第236条第1項（5年の消滅時効）

報告第 10 号

債権放棄の報告について（庁舎飲料類自動販売機電気料に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により、庁舎飲料類自動販売機電気料に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 庁舎飲料類自動販売機電気料

2 債権を放棄した日 平成30年3月30日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放 棄 し た 事 由	発 生 年 度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第6条第1項第3号に該当	平成25年度	4	46,683	
合 計		4	46,683	

4 時効の根拠及び時効期間 民法第167条第1項（10年の消滅時効）

報告第 11 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 平成30年3月22日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放 棄 し た 事 由	発 生 年 度	件 数 (件)	債 権 額 (円)	備 考
条例第6条第1項第1号に該当	平成11年度	2	34,440	
条例第6条第1項第1号に該当	平成12年度	4	57,460	
条例第6条第1項第1号に該当	平成13年度	4	41,520	
条例第6条第1項第1号に該当	平成14年度	4	18,840	
条例第6条第1項第1号に該当	平成20年度	6	21,950	
条例第6条第1項第1号に該当	平成22年度	7	49,047	
条例第6条第1項第1号に該当	平成23年度	7	21,470	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	1	3,000	
条例第6条第1項第1号に該当	平成25年度	7	18,750	
条例第6条第1項第1号に該当	平成26年度	2	6,160	
条例第6条第1項第1号に該当	平成27年度	18	72,504	
条例第6条第1項第3号に該当	平成21年度	1	2,200	
条例第6条第1項第3号に該当	平成26年度	9	26,971	
条例第6条第1項第3号に該当	平成29年度	1	186,152	
条例第6条第1項第4号に該当	平成15年度	1	826	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	6	40,599	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	4	8,820	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	2	6,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	36	120,109	
条例第6条第1項第5号に該当	平成17年度	3	25,150	
条例第6条第1項第5号に該当	平成18年度	10	85,676	
条例第6条第1項第5号に該当	平成19年度	2	26,136	
条例第6条第1項第5号に該当	平成20年度	3	15,230	
条例第6条第1項第5号に該当	平成22年度	6	130,800	
条例第6条第1項第5号に該当	平成23年度	2	6,000	
条例第6条第1項第5号に該当	平成26年度	3	9,240	
合 計		151	1,035,050	

4 時効の根拠及び時効期間 民法第173条第1号（2年の消滅時効）

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

（安曇野市税条例の一部改正）

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に、「閏（じゅん）年」を「うるう年」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」

に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法によ

り行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により

行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同条第6項を第5項とし、同条第13項を第16項とし、同条第12項を第15項とし、同条第11項を第14項とし、同条第10項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とする。同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

同条第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号

ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

第3条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に

改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 安曇野市税条例の一部を改正する条例(平成27年安曇野市条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「安曇野市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「安曇野市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第7項の表第19条の項中「市税条例の一部を改正する条例」を「安曇野市税条例の一部を改正する条例」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中安曇野市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中安曇野市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中安曇野市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中安曇野市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中安曇野市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中個人の市民税に

関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力

向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。))が行われた製造たばこ(安曇野市税条例等の一部を改正する条例(平成27年安曇野市条例第58号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。))第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。))附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。))を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。))第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項

第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、 第98条第1項若しくは第2項 の申告書又は第139条第1項の 申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項 の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は 第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する 省令（平成30年総務省令第25号）別 記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第 1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡し

たものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16

号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、

第19条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別 紙)

平成29年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第3号）

平成29年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,838,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		11,844,842	△94	11,844,748
	5 入湯税	41,120	△94	41,026
2 地方譲与税		471,000	13,129	484,129
	1 地方揮発油譲与税	150,000	△9,719	140,281
	2 自動車重量譲与税	321,000	22,848	343,848
3 利子割交付金		9,000	11,534	20,534
	1 利子割交付金	9,000	11,534	20,534
4 配当割交付金		64,000	△15,020	48,980
	1 配当割交付金	64,000	△15,020	48,980
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000	3,067	53,067
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000	3,067	53,067
6 地方消費税交付金		1,650,000	82,840	1,732,840
	1 地方消費税交付金	1,650,000	82,840	1,732,840
7 ゴルフ場利用税交付金		37,000	△400	36,600
	1 ゴルフ場利用税交付金	37,000	△400	36,600
8 自動車取得税交付金		59,000	64,991	123,991
	1 自動車取得税交付金	59,000	64,991	123,991
9 地方特例交付金		50,000	10,391	60,391
	1 地方特例交付金	50,000	10,391	60,391
10 地方交付税		10,397,113	38,479	10,435,592
	1 地方交付税	10,397,113	38,479	10,435,592
12 分担金及び負担金		731,936	△1,616	730,320
	1 分担金	20,073	△9	20,064
	2 負担金	711,863	△1,607	710,256
13 使用料及び手数料		345,070	△4,540	340,530
	1 使用料	186,660	△4,540	182,120
14 国庫支出金		3,616,383	△27,428	3,588,955
	1 国庫負担金	2,712,307	△524	2,711,783
	2 国庫補助金	880,392	△30,938	849,454
	3 国庫委託金	23,684	4,034	27,718

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		2, 415, 079	△81, 088	2, 333, 991
	1 県負担金	1, 141, 422	△11, 818	1, 129, 604
	2 県補助金	1, 047, 514	△62, 955	984, 559
	3 県委託金	226, 143	△6, 315	219, 828
16 財産収入		73, 051	32, 944	105, 995
	1 財産運用収入	60, 275	1, 687	61, 962
	2 財産売払収入	12, 776	31, 257	44, 033
17 寄附金		856, 459	90, 960	947, 419
	1 寄附金	856, 459	90, 960	947, 419
18 繰入金		1, 983, 675	△671, 498	1, 312, 177
	1 基金繰入金	1, 983, 675	△671, 498	1, 312, 177
20 諸収入		1, 418, 100	△10, 751	1, 407, 349
	1 延滞金・加算金及び過料	15, 001	△3, 000	12, 001
	2 預金利子	100	216	316
	3 貸付金元利収入	967, 327	△2, 228	965, 099
	5 雑入	431, 672	△5, 739	425, 933
21 市債		4, 647, 749	△66, 900	4, 580, 849
	1 市債	4, 647, 749	△66, 900	4, 580, 849
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		649, 543	0	649, 543
歳 入 合 計		41, 369, 000	△531, 000	40, 838, 000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		260,340	△4,857	255,483
	1 議会費	260,340	△4,857	255,483
2 総務費		5,415,591	70,014	5,485,605
	1 総務管理費	4,443,780	113,120	4,556,900
	2 徴税費	585,142	△21,549	563,593
	3 戸籍住民基本台帳費	205,912	△11,558	194,354
	4 選挙費	148,257	△9,999	138,258
3 民生費		13,249,809	△301,715	12,948,094
	1 社会福祉費	7,108,038	△174,043	6,933,995
	2 児童福祉費	5,254,502	△60,779	5,193,723
	3 生活保護費	886,769	△66,893	819,876
4 衛生費		2,453,920	△67,242	2,386,678
	1 保健衛生費	1,207,500	△41,602	1,165,898
	2 清掃費	1,091,758	△25,640	1,066,118
6 農林水産業費		1,972,319	△82,693	1,889,626
	1 農業費	955,682	△73,004	882,678
	2 林業費	371,896	△8,552	363,344
	3 耕地費	644,556	△1,137	643,419
7 商工費		1,973,404	△16,799	1,956,605
	1 商工費	1,973,404	△16,799	1,956,605
8 土木費		4,641,964	△29,022	4,612,942
	1 土木管理費	290,608	△1,332	289,276
	2 道路橋梁費	1,240,455	△17,000	1,223,455
	3 河川費	26,432	△2,800	23,632
	4 都市計画費	3,034,417	△7,890	3,026,527
9 消防費		1,412,533	△8,834	1,403,699
	1 消防費	1,412,533	△8,834	1,403,699
10 教育費		4,469,110	△88,761	4,380,349
	1 教育総務費	840,497	△32,948	807,549
	2 小学校費	608,912	△7,827	601,085

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中学校費	602,880	△8,007	594,873
	4 幼稚園費	78,113	△6,294	71,819
	5 社会教育費	2,014,367	△16,220	1,998,147
	6 保健体育費	324,341	△17,465	306,876
12 公債費		5,320,807	△1,091	5,319,716
	1 公債費	5,320,807	△1,091	5,319,716
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		199,203	0	199,203
歳 出 合 計		41,369,000	△531,000	40,838,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	4,620

2 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			変更前	変更後
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧	耕地施設災害復旧事業	48,140	79,887

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	470,700	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	477,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債(民生債)	372,800	同上	同上	同上	317,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	178,200	同上	同上	同上	173,500	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	192,600	同上	同上	同上	184,500	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	45,100	同上	同上	同上	44,100	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	684,700	同上	同上	同上	680,500	同上	同上	同上

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成29年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第1号)

平成29年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337,763千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,960,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,961,900	13,950	1,975,850
	1 国民健康保険税	1,961,900	13,950	1,975,850
2 使用料及び手数料		1,500	△500	1,000
	1 手数料	1,500	△500	1,000
3 国庫支出金		2,169,964	197,907	2,367,871
	1 国庫負担金	1,731,216	76,772	1,807,988
	2 国庫補助金	438,748	121,135	559,883
4 県支出金		535,594	△62,003	473,591
	1 県負担金	82,388	△13,351	69,037
	2 県補助金	453,206	△48,652	404,554
5 療養給付費等交付金		162,161	△1,359	160,802
	1 療養給付費等交付金	162,161	△1,359	160,802
7 共同事業交付金		2,492,281	△67,769	2,424,512
	1 共同事業交付金	2,492,281	△67,769	2,424,512
9 繰入金		1,053,204	△414,845	638,359
	1 他会計繰入金	650,407	△12,048	638,359
	2 基金繰入金	402,797	△402,797	0
11 諸収入		48,836	△3,144	45,692
	1 延滞金及び過料	13,051	1,456	14,507
	2 預金利子	1	△1	0
	3 貸付金元利収入	3,000	△2,968	32
	4 受託事業収入	14,110	△1,725	12,385
	6 雑入	13,381	94	13,475
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,873,070	0	3,873,070
歳 入 合 計		12,298,510	△337,763	11,960,747

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		35,075	△1,469	33,606
	1 総務管理費	27,066	△1,007	26,059
	2 賦課徴収費	6,936	△448	6,488
	3 運営協議会費	248	△14	234
2 保険給付費		7,329,363	△148,787	7,180,576
	1 療養諸費	6,362,110	△121,786	6,240,324
	2 高額療養費	912,653	△19,006	893,647
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	29,400	△6,841	22,559
	5 葬祭諸費	4,500	△450	4,050
	6 精神諸費	20,200	△204	19,996
7 共同事業拠出金		2,556,723	△259,251	2,297,472
	1 共同事業拠出金	2,556,723	△259,251	2,297,472
8 保健事業費		196,211	△16,389	179,822
	1 特定健康診査等事業費	178,960	△13,351	165,609
	2 保健事業費	17,251	△3,038	14,213
11 諸支出金		84,208	△1,491	82,717
	1 償還金利子及び還付加算金	84,208	△1,491	82,717
12 予備費		150,000	89,624	239,624
	1 予備費	150,000	89,624	239,624
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,946,930	0	1,946,930
歳 出 合 計		12,298,510	△337,763	11,960,747

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成29年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第1号)

平成29年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,123,696千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		767, 025	64, 275	831, 300
	1 後期高齢者医療保険料	767, 025	64, 275	831, 300
2 使用料及び手数料		120	△50	70
	1 手数料	120	△50	70
3 繰入金		271, 795	△816	270, 979
	1 一般会計繰入金	271, 795	△816	270, 979
5 諸収入		1, 142	△213	929
	1 延滞金、加算金及び過料	11	△6	5
	2 預金利子	1	△1	0
	3 雑入	1	△1	0
	4 償還金及び還付加算金	1, 129	△205	924
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		20, 418	0	20, 418
歳 入 合 計		1, 060, 500	63, 196	1, 123, 696

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		4,935	△116	4,819
	1 総務管理費	49	△12	37
	2 徴収費	4,886	△104	4,782
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,054,241	43,000	1,097,241
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,054,241	43,000	1,097,241
3 諸支出金		1,224	△298	926
	1 償還金及び還付加算金	1,224	△298	926
4 予備費		100	20,610	20,710
	1 予備費	100	20,610	20,710
歳 出	合 計	1,060,500	63,196	1,123,696

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成29年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

平成29年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,952,446千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1,891,991	57,646	1,949,637
	1 介護保険料	1,891,991	57,646	1,949,637
2 使用料及び手数料		274	58	332
	1 手数料	274	58	332
3 国庫支出金		2,062,161	△55,534	2,006,627
	1 国庫負担金	1,556,714	△5,338	1,551,376
	2 国庫補助金	505,447	△50,196	455,251
4 支払基金交付金		2,473,063	△80,659	2,392,404
	1 支払基金交付金	2,473,063	△80,659	2,392,404
5 県支出金		1,293,040	△40,076	1,252,964
	1 県負担金	1,253,293	△39,750	1,213,543
	2 県補助金	39,747	△326	39,421
6 サービス収入		18,600	3,242	21,842
	1 介護予防給付費収入	18,600	3,242	21,842
8 繰入金		1,310,962	△126,372	1,184,590
	1 一般会計繰入金	1,242,554	△57,964	1,184,590
	2 基金繰入金	68,408	△68,408	0
10 諸収入		5	2,448	2,453
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	2,314	2,317
	3 延滞金・加算金及び過料	1	135	136
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		141,597	0	141,597
歳 入 合 計		9,191,693	△239,247	8,952,446

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		114,162	△11,169	102,993
	1 総務管理費	23,663	△4,917	18,746
	2 徴収費	6,470	△320	6,150
	3 介護認定審査会費	84,029	△5,932	78,097
2 保険給付費		8,646,179	△331,641	8,314,538
	1 介護サービス等諸費	8,088,493	△226,279	7,862,214
	2 その他諸費	8,811	△429	8,382
	3 高額介護サービス等費	170,502	△10,826	159,676
	4 特定入所者介護サービス等費	356,838	△93,964	262,874
	5 高額医療合算介護サービス等費	21,535	△143	21,392
3 地域支援事業		270,678	△32,052	238,626
	1 介護予防事業	17,925	△1,337	16,588
	2 包括的支援事業・任意事業費	84,489	△3,055	81,434
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	167,276	△27,200	140,076
	4 その他諸費	988	△460	528
4 介護サービス事業費		18,600	△1,094	17,506
	1 介護予防支援事業	18,600	△1,094	17,506
5 基金積立金		69,846	△1	69,845
	1 基金積立金	69,846	△1	69,845
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		72,078	△279	71,799
	1 償還金及び還付加算金	72,078	△279	71,799
8 予備費		50	137,089	137,139
	1 予備費	50	137,089	137,139
歳 出 合 計		9,191,693	△239,247	8,952,446

報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成29年度 安曇野市観光宿泊施設特別会計補正予算
(専決第1号)

平成29年度安曇野市の観光宿泊施設特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,689千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,079千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		13,148	△2,700	10,448
	1 他会計繰入金	13,148	△2,700	10,448
3 繰越金		0	11	11
	1 繰越金	0	11	11
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		3,620	0	3,620
歳 入 合 計		16,768	△2,689	14,079

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光宿泊施設事業費		16,768	△2,689	14,079
	1 観光宿泊施設事業費	16,768	△2,689	14,079
歳 出	合 計	16,768	△2,689	14,079